

# SDGs16と日本国内の課題

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

三木 由希子

# 情報公開クリアリングハウスとは

---

- 前身は、1980年設立の「情報公開法を求める市民運動」
- 1999年5月の情報公開法制定を機に、組織改編・改称を行い、1999年12月に現在の形態となる。
- 市民の知る権利の擁護が目的。具体的には、公的機関の情報公開・個人情報保護に係る制度の整備、運用監視、制度利用者の支援、制度の活用、調査、意見表明が主な活動内容
- 公的機関の情報公開・個人情報保護を進めることで、開かれた政府の実現と人と社会の変革を目指す

# SDG16

- 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

16.3 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。

16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。

16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。

16.10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。

# SDG16とは何かを考える前に

「現代は情報社会といわれています。確かに毎日大量かつ多様な情報が氾濫しています。しかし、私たちの生活に必要な情報が的確に提供されているか、というと必ずしもそうではありません。たしかに、あまり重要でない「消費情報」だけはあふれています。政治や企業の「管理情報」や死活にかかわる「軍事情報」などは、かえって情報飢餓ともいえる状態だということも、もう一つの現実です」

「国民の「知る権利」を法律で保障し、国民の政治参加、社会参加をより充実したものにし、民主主義を一層生き生きとよみがえらせるために、「情報公開」を制度化すべきであるという声は、最近急速に高まってきました。政治や行政に太陽の光をあて、変なカビが生えないようにするとともに、民主主義に人間的なぬくもりを取り戻そうというわけです」

「こうして「情報公開」は、80年代の大きな政治課題の一つになってきたのです。それなくしては政治や行政に対する国民の信頼を回復することは困難だ。「委任型集権制」から「参加型分権制」へのシステム転換を進めることも難しい。」

「こうして「情報公開」は、80年代の大きな政治課題の一つになってきたのです。それなくしては政治や行政に対する国民の信頼を回復することは困難だ。「委任型集権制」から「参加型分権制」へのシステム転換を進めることも難しい。」

「「情報公開」の考え方によれば、行政情報は主権者である住民の共有財産であり、住民はそれを知り、入手し、利用する権利を持つこととなります。また、行政の意思決定過程がかなりの程度ガラス張りになりますから、行政の仕事の手続きの公正さが一層厳しく求められる結果になります。いずれにしても、政治・行政の側には、構造・体質の面で自己革新が求められることになるのです」

「「情報公開」についても、一方で「過剰期待」があり、他方に「過剰恐怖」があって、それが微妙に入り混じっています。私の考えでは、この制度ができれば何でも知ることができるという期待も、丸裸にされて、仕事が円滑にできなくなるという恐怖も、どちらも幻想にすぎません。一つの制度ができただけで、政治や行政への不信が一掃されるものでもありません。この制度は、民主主義を活性化させるための、重要であるが一つの手法にほかなりません。この制度を、その限界をわきまえた上で、どう活用し、どう育てていくかが大切です」

# 目的と手段

---

- 「情報公開」は目的ではなく「手段」
- 「手段」としての情報公開は、①行政の変革、②情報を知ることによる市民（主権者）としての自己実現、という「目的」を持つ
- 仕組み（手段）がすべてを解決するわけではない
- 権利主体が行動することで手段が目的達成に導く
- 公共分野のアカウントビリティ・透明性、意思決定への参加も同じ
- 「手段」を妥当なものにすることで、公共プロセスを変革・転換していくことになる

# 似ているようで違うものたち

---

正 統

正 当

権 利

利 益

手 続

プロセス

# 法治と民主制

- 手続としての民主制→法で手続を定めることで権力に「正統性」を与える
- 「権力」ができることを法で定める
- 法が定めた「権限」主体（行政・立法府・司法）の代替性がない
- 権利救済機能の不可欠性



行政府や立法府が何をしているかをよく知ることができなければ、「選択」の正当性や信頼が低下する。情報をよく知ることができなければ「統治」の実態が伴わない



# SDGsに取り組むこと

---

- 大きな課題は「持続可能な社会」「持続可能な世界」にすること
- 「持続可能」になるための、国内と国際社会の相互関係、連続性
- 民主的プロセスは複層的に存在する  
個人、市民社会、地域社会、自治体、国、他国、国際社会
- 国際支援、国内課題もいずれも、政策決定の民主的プロセスとアカウンタビリティをどう担保する？

# SDG16をどうとらえるか

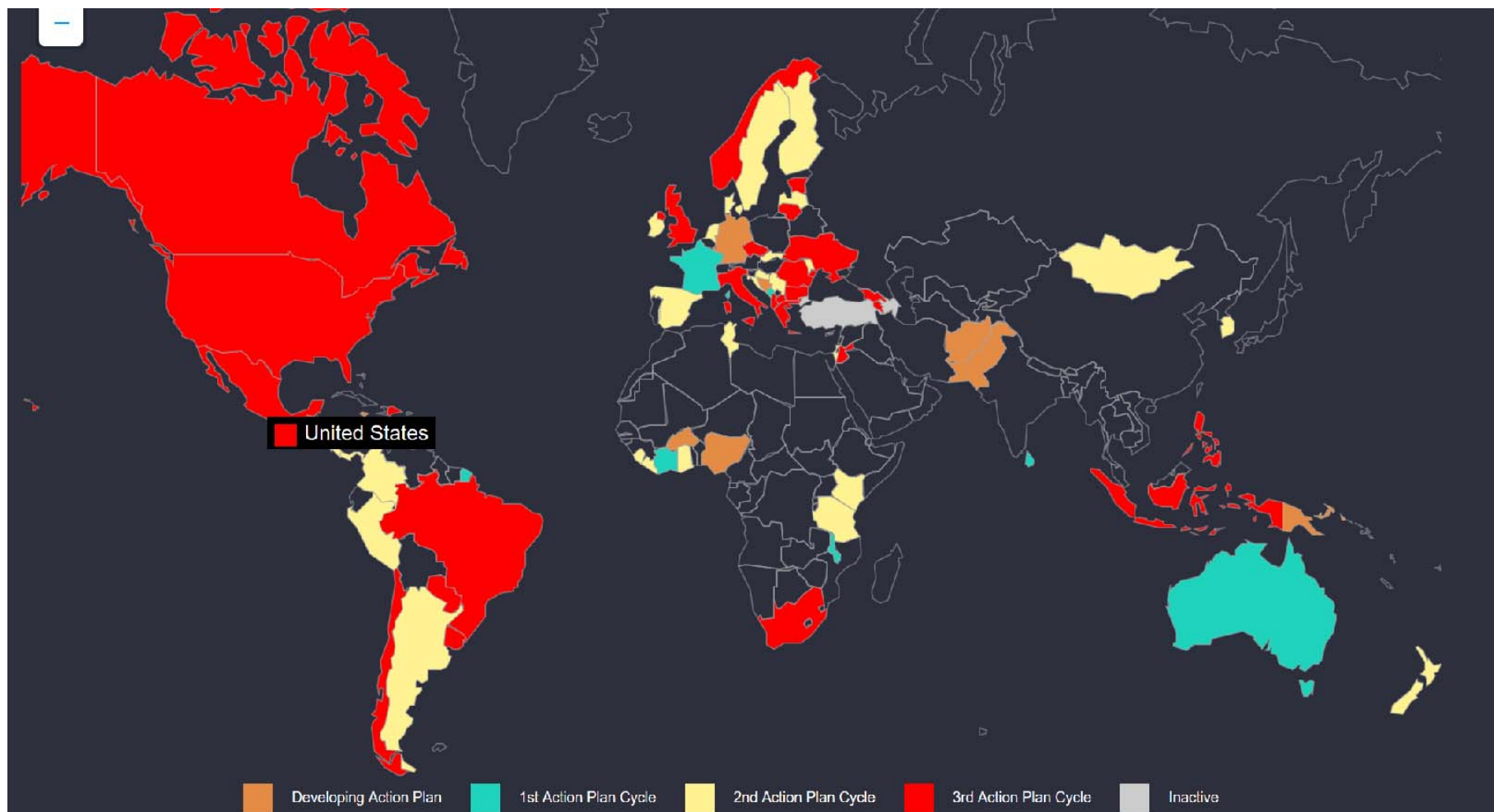
- その他の「目標」に対応する政策形成、意思決定を妥当、正当なものにするための「基盤」
- 一般的な「基盤」の整備と、課題ごと、分野ごとに必要な「基盤」の整備の両方が必要
  - 貧困、保健、教育、ジェンダー、エネルギー、経済、環境などでより開かれた公正な政策形成、意思決定のプロセスにするためにまず何をするとよいか、という選択はさまざま
- 政策を決めることは、「選択」の結果。何を選択して何を選択しなかったのか、何をあきらめたのかに対するアカウントビリティの徹底が重要

# Open Government Partnership(OGP)

---

- 2011年9月に、ブラジル・インドネシア・メキシコ・ノルウェー・フィリピン・南アフリカ・イギリス・アメリカの8か国で発足
- 現在で75か国が加入
- OGPとは、自発的で、多様な利害関係者による開かれた政府を推進する国際的なイニシアティブ
- 開かれた政府を実現するための国内改革を市民社会の参加のもとに進めるため輪の枠組み
- 日本は未参加

# 参加国



# 開かれた政府の原則

- **透明性**：政府の活動や決定に関する情報は、市民に対して開かれた、包括的で、タイムリーで自由に利用できるものであり、また、オープンデータ基本基準に合致するもの
- **アカウンタビリティ**：法律・規則・仕組みが、政府関係者に対して活動の正当性を示し、批判や要求にしたがい、活動の失敗の責任を受け入れることを適切に求めていること
- **市民参加**：政府は、公開討論に関与し、インプットを提供し、より責任ある、効果的な政府とするための貢献をする市民の結集を求める
- **技術と革新**：政府は革新を進め、技術への開かれたアクセスを市民に提供し、技術を利用する力を強化する新技術の重要性を受け入れる

# OGPでは何をしているのか

開かれた政府のためのアクションプランを加入国が策定



多様な利害関係者に開かれた参加プロセスを通じて策定する

アクションプランの国内、OGPのweb上での公表



アクションプランに沿った国内での改革事項の履行とその状況についての市民社会の継続したコンサルテーション



自己評価の作成とOGPによる独立報告メカニズムによる評価



# 市民社会の参加を重視

---

- OGPは、政府と市民社会が同じ席について開かれた政府のための改革に議論を行うことを基本とする
- OGPは、開かれた政府のために多様な領域の市民社会のアクターによる連合を構築するためのプラットフォーム
- OGPは、市民社会の要望を反映し、具体的な成果を獲得するための、障害を取り除くプラットフォームとなり得る
- OGPサポートユニットに市民社会コーディネーターがおり、国内の市民社会のネットワークの強化を支援。目的達成のための支援

# 目標に向けたプロセスをどう作るか

---

- SDG16の主要なターゲットは抽象度が高い（＝統治機構のあり方の問題）ので、どう具体的なプロセスを作るかが課題
- ①一般ルールとしての課題、②各分野での政策形成、意思決定過程の課題、の2面からの取り組みをデザインする必要性
- OGPで行っている取り組みは、①②ともにアプローチできるもの
- 単純な答えを求めるのではなく、「プロセス」として取り組むことが重要